

提出書類早見表

1 共通提出書類 ○…提出が必要な書類 ×…提出が不要な書類 △…その他の書類で代替できる書類

組合員の資格取得理由	認定区分	必要書類			
		被扶養者申告書 (4月当初認定用)	資格喪失証明書	申請理由書	被扶養者の収入の有無 を確認する書類
転入(他支部、他共済、国共済)※1	普通認定	○	△ ※2	×	×
	特別認定	○	△ ※2	○	×
上記以外	普通認定	○	○ ※3	×	×
	特別認定	○	○ ※3	○	○ ※4

- ※1 対象者が転入前の共済組合で被扶養者として認定されていた場合に限りです。認定されていない場合は「上記以外」の該当する書類を提出してください。
- ※2 転入者の場合は、直前の資格確認書等(家族の直前の資格確認書等に組合員の名前がない場合は組合員のものも必要)の写し、東京都職員共済組合原票の写しでも可です。
- ※3 国民健康保険に加入中の場合は、そのことが分かる書類(国民健康保険証の写し、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。)等)を提出してください。
- ※4 下記「2 被扶養者の収入の有無を確認する書類」を参照して提出してください。
- 被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合、「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」の提出も必要です。ただし、組合員が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合は制度の対象外となるため不要です。
- 組合員が公立学校共済組合他支部からの転入者の場合で、転入前後で加入する年金制度が変わらない場合は「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」の提出は不要です。不明な場合は提出してください。加入する年金制度が変わらない場合でも、被扶養配偶者の住民票上の住所が変更となった場合は「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出が必要です。
- 本早見表は組合員の採用・転入と同日に認定されることを想定して作成しております。認定事由(出生、結婚、離職、雇用保険の受給終了等)により、上記「1 共通提出書類」のほか別途書類が必要となる場合があります。詳細は、「福利厚生事務の手引」(令和6年1月版)50頁から52頁を参照してください。

2 被扶養者の収入の有無を確認する書類

収入の有無	収入内容	書類内容
有 ※1	パート・アルバイト等	給与等支払証明書 ※2 (福利厚生事務の手引別冊様式集52頁)
	年金、恩給等	最新の年金額等の改定通知書の写し ※3
	自営業、事業収入等	確定申告書の写し ※4 (収支内訳が分かる添付書類一式を含む)
無		非課税証明書の写し ※5

- ※1 令和6年中(令和6年1月から令和6年12月まで)に収入を得ていた場合は、収入有の確認書類が必要です。令和6年度(令和5年分)の非課税証明書では不可となります。
- ※2 原則として、令和6年4月の給与から最新月までに支給された給与月額となります。ただし、内容により、令和6年3月以前の証明を要する場合があります。なお、源泉徴収票は年額の証明のため不可となります(収入限度額の基準が年単位ではなく連続する12か月の合計のため)。
- ※3 公的年金等の源泉徴収票は、過去受給した年額の証明となるため不可となります。現在受け取っている年金の年額が決定・改定した際の通知の写しを添付してください。
- ※4 電子申告の場合は受付番号及び受付日時の記載があるもの、書面申告の場合は提出時に税務署から交付を受けたリーフレットを提出する等確定申告書の提出日が分かるようにすること(令和7年2月18日付6公立東京給第1774号参照)。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳が分かるものも添付が必要です。
- ※5 18歳未満(高校生以下)で収入がない場合は、非課税証明書の提出は不要です。
収入はないが、海外留学で住民票を移していて非課税証明書を取得できない場合は、海外留学の事実が分かる書類(留学先の学生証の写し等)を添付してください。留学先で収入がある場合は、収入が分かる書類が必要です。